

第1回 サービスの提供における基本

サービスを提供する際の「基本」の部分を取り上げます。
ポイントとなる「放課後等デイサービスガイドライン」から見ていきましょう。

①ホウデイノガイドラインを捜す

旅の途中、かけじ〜たちは森の中で.....



②落ち葉や枝に埋もれた

井戸を見つけました。



③かけじ〜たちは井戸をきれいに

することにしました。すると.....



④中に閉じ込められていた

ガイドの精が飛び出したのです！



⑤こうしてガイドの精が仲間に加わり、

ホウデイノガイドラインを捜す旅が
新たに始まったのでした。



まずは「ガイドライン」



1. ガイドラインを活用しましょう

懇切丁寧で適切な支援を ～漫然とした画一的な支援にならないように～

●個々の子どもそれぞれの状況などに応じた支援を

支援サービスの提供にあたっては、懇切丁寧で適切な支援をすることが求められています。個々の子どもの身体や心の状況はもとより、家庭や学校など子どもが置かれている環境についても配慮することが必要です。

●ガイドラインを活用しましょう

懇切丁寧で適切な支援とは、実際にはどのような支援のことをいうのでしょうか。それぞれの事業所における独自の創意工夫はもちろん大事です。そのうえで、厚生労働省から「放課後等デイサービス」「児童発達支援」のガイドラインが出されていますので、ぜひ参考にしてください。

どちらも厚生労働省のホームページに掲載されています（令和5〔2023〕年4月時点）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

●放課後等デイサービスガイドラインの大まかな内容

1. ガイドラインの趣旨

2. サービスの基本的役割

- ★子どもの最善の利益の保障・人権への配慮
- ★地域社会への参加・包容の推進、集団の中での育ちの保障
- ★保護者支援（悩み相談、子育てを支援する） etc.

3. 基本的な姿勢と活動

- ★支援に相応しい職業倫理
- ★心身の変化が大きい年齢であることを踏まえた対応
- ★他者との信頼関係の経験・自己選択や自己決定を促す支援
- ★自立支援と日常生活の充実のための多様な活動プログラム
- ★保護者が気兼ねなく相談できる場
- ★個別の教育支援計画等との連携 etc.

4. 組織運営

- ★支援の質の向上・人材育成
- ★運営についての説明責任
- ★災害や感染症対策等のリスクへの備え
- ★法令遵守、虐待の未然防止、個人情報保護 etc.

5. 設置者・管理者向けガイドライン

- ★利用定員、職員配置、設備
- ★従業者の知識・技術の向上
- ★さまざまな連携（学校、保護者、医療機関等） etc

6. 児童発達支援管理責任者向けガイドライン

- ★個別支援計画に基づくPDCAの実践（Plan Do Check Action）
- ★従業者や児童発達支援管理責任者自身の知識・技術の向上
- ★さまざまな連携（障害児相談支援事業所、学校、医療機関等、利用者が他の事業所を併用する場合はその事業所、保護者など） etc

7. 従業者向けガイドライン

- ★個別支援計画の重要性理解と従業者自身の積極的な関与
- ★従業者間のコミュニケーション・支援内容の共有
- ★支援に際しての工夫・当日の支援提供記録
- ★知識・技術の向上・さまざまな連携への関与



役職のカード

ホウデイの役職を示すカード。
役職のカードがなければ実行できない「お仕事」がある。
また、ガイドラインの内容も役職によって示されているものが異なる。
それぞれの仕事とガイドラインを合わせて支援を回していく。



専門所運営の管理を行う。
運営を導く者。



支援の責任者。
支援員の助言や指示を行う。
個別支援計画を作成する。



個別支援計画に基づき
直接子どもの支援する者



●児童発達支援ガイドラインの大まかな構成

1. 総則（支援の原則など）

- ★生涯における乳幼児期の特別な重要性
- ★支援方法（アセスメント…）・環境（職員、施設や遊具…）
- ★3歳未満の子どもの場合、3歳以上の子どもの場合

2. 提供すべき支援

★発達支援

本人支援の5領域

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」

「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

★移行支援（地域社会への参加など）

家族支援（子どもについての情報の提供、助言など）

地域支援（保育所等さまざまな機関との連携など）



2. 提供すべき支援

3. 支援計画の作成と評価

- ★相談支援事業所との連携
- ★個別支援計画に基づく支援・モニタリング、計画見直し
- ★1日のタイムテーブル・活動プログラム

4. 関係機関との連携

- ★母子保健、医療機関や専門機関との連携
- ★保育所や幼稚園等との連携
- ★他の児童発達支援事業所等との連携

5. 支援の提供体制（定員や設備、安全対策など）

6. 質の向上と権利の擁護（研修や虐待防止など）

7. 別添：事業所全体の自己評価の流れ（評価表付き）



3. 支援計画の作成と評価



7. 自己評価の流れ

2. 放課後等デイサービスガイドラインの見直しの動き

厚生労働省の社会保障審議会（障害者部会）の中間整理（令和3〔2021〕年12月16日）では、放課後等デイサービスガイドラインについて幾つかの課題を提示し、見直しを検討するよう提言しています。

●提示された主な検討課題の例

子どもの発達の支援について記述をより充実させる

- ・ 支援の内容は、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の『5領域』が対象（児童発達支援ガイドラインに記載されている5領域）
- ・ 自己肯定感・達成感・仲間づくり・孤立防止などが重要

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

支援の目的や内容について、子どもの年代に応じた説明にする

- ・ 小学生低学年・小学生高学年・中学生・高校生に分けて記載

家族への支援を一層重視する

- ・ 思春期など関わることそのものが難しい点も考慮

●『5領域』の重要性

上述の社会保障審議会の提言では、支援サービスのあり方として 5領域全体をカバーすることが強くもとめられています。

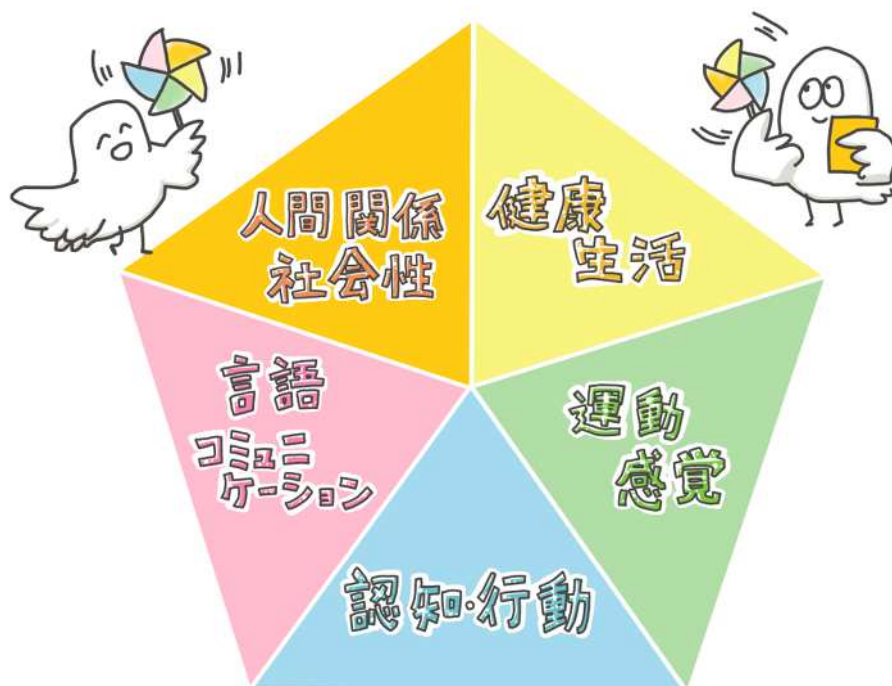
一方で、たとえば見守りだけで個々の子どもに応じた発達支援がなされていないようなサービスのあり方に対しては問題提起がなされています。

放課後等デイサービスガイドラインの見直しの動き

- 子どもの発達についての記述をより充実させる。
- 支援の目的や内容について、子どもの年代に応じた説明にする。
- 家族への支援を一層重視する。

5領域全体をカバーすることを重視することになりそう……

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」



個々の子どもに応じた発達支援がなされていないようなサービスのあり方に対しては問題提起がなされている。



懇切丁寧な支援のポイント

自己評価と保護者評価の公表を忘れずに!

3. サービスの質の評価

おおむね1年に1回以上、評価を行って改善を図ることが義務付けられています。

●自己評価の流れ

自己評価は事業所全体でステップを踏んで実施します。ここでは厚生労働省の「放課後等デイサービスガイドライン（自己評価表）.pdf」に沿って大まかな流れを説明します。

ステップ1	〔保護者等による評価〕 保護者等に評価表を配布してアンケートを実施して結果をとりまとめる
ステップ2	〔職員による自己評価〕 課題や工夫についての記述も忘れずに
ステップ3	〔事業所全体による自己評価〕 職員全体で討議して項目ごとの認識のすり合わせ そのうえで改善目標の設定
ステップ4	〔自己評価結果の公表〕 主な改善目標や工夫についてもできるだけ詳しく公表
ステップ5	〔支援の改善〕 改善目標に沿って対応

ここで参照した自己評価表は、厚生労働省の次のホームページに掲載されています。児童発達支援の自己評価も基本的には同じですが、細かいところでは上表のステップ1と2とが入れ替わるなどの違いがあります。

【厚生労働省ホームページ】（令和5〔2023〕年4月時点）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000082831.html>

●自己評価は公表と報告とがセット

★公表と報告のルール！

- ・おおむね1年に1回、自己評価の結果と改善内容の公表を行うこと
- ・公表したことを市へ報告すること



どちらかが欠けてしまうと**減算の対象**になりますので注意してください。

≪神戸市内の事業所の場合≫

報告の手順は、次のホームページに記載してあります。

神戸市では放課後等デイサービスと児童発達支援共通の Excel シートを用意していますので、ぜひご活用ください。

【神戸市ホームページ】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/jikohyoukakouhyou.html>

保護者へのアンケートの依頼、回収、討議や結果のとりまとめなど大変な作業なので、実施時期をどうするか計画や、段取りについてよく相談しましょう。

保護者の評価 従業者の自己評価

項目	チェック項目	該当	改善の状況	公表
1	子どもの状態等のニーズが十分に把握されているか			
2	職員への研修や研修性は適切であるか			
3	生活空間は、本人に合わせた環境にできているか。また、障害の特性に応じた配慮が、IT/AIツールなど積極的に導入、活用が図られているか			
4	生活空間は、適宜で、おおよそ適度な生活空間にできているか。また、子どもの状態に合わせた環境になっているか			
5	子どもが得意なことを活用しているか			
6	子どもが主体的に活動しているか			
7	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画は、子どもの状態に適合しているか			
8	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画は、子どもの状態に適合しているか			
9	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画は、子どもの状態に適合しているか			
10	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画は、子どもの状態に適合しているか			
11	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画は、子どもの状態に適合しているか			
12	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画は、子どもの状態に適合しているか			
13	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画は、子どもの状態に適合しているか			
14	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画は、子どもの状態に適合しているか			
15	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画は、子どもの状態に適合しているか			

項目ごとに認識のすり合わせ
改善目標の設定



自己評価をまとめる



自己評価結果の公表
神戸市への報告 (HPからフォームで)

そしてまた
くりがえす
(おおむね1年に1回)

支援の改善

4. 教養娯楽設備やレクリエーションなど

●障害を持つ子どもに適した対応を

事業所に娯楽教養の設備を備えることや、子どものためのレクリエーション行事を適宜行うことが求められています。これは画一的な支援にならないようにするために必要なことで、子どもの年齢や発達段階に応じた設備を備えるとともに、スポーツや文化活動などの行事を開催するようにしてください。

★娯楽や教養の注意事項

・「気が付いたらTVをみてばかり」「ゲームだけで時間が終わってしまった」と、ということはないようにしましょう。

★レクリエーション行事等の際の注意事項

・普段以上に一人ひとりの子どもの状態や行動をきめ細かくチェックしてケアするようにしましょう。
・特に、野外活動やいつもと違う場所を利用するような場合は、子どもが予想外の行動をとることがある点にも注意しましょう。

このほか、たとえば事業所の会報などを作成して家族に送付する、事業所が開催する行事に家族と一緒に参加するよう呼びかけるなど、子どもの家族との連携にも努めるようにしましょう。

ただし、個人情報やプライバシーにはくれぐれも注意を!!



5. 病状の急変などの緊急時における対応

●協力医療機関との連携

支援サービスの提供を行っている最中に子どもの病状が急変したり、思わぬ出来事でケガをしたりするなどの事態が生じたら、すぐに医療機関への連絡を行うなど、子どものことを第一に考えて必要な措置講じてください。

協力医療機関との連携が、いつでもすぐ取れるようにしておきましょう

こうした緊急時においてどのような対応を行うかは、運営規程に定めていることなので、それに基づいた対応が必要です。もし運営規程に定めてある内容が実情にそぐわないようになった場合は、運営規程を変更するなどの対応を取るようにしてください。



記録はサービス提供の都度！具体的な支援の内容も忘れずに！

6. サービス提供記録の作成漏れが生じないように

●記録する内容

支援サービスを提供した際には、あとで子どもの発達を振り返るためにも、次のことを提供の都度、記録することが義務付けられています。

- ★支援サービスの提供日
- ★支援サービスの内容
- ★その他必要な事項（その他該当ある場合）

支援内容の記録は、**提供した具体的な内容**がわかるようになっていることが求められます。また、その他の必要な事項とは、たとえば利用者が負担する費用などが該当します。このサービス提供記録については、**保護者の確認を得ることも必須**です。

「公園にいきました」だけ

「PC操作をしました」だけ

これでは子どものための具体的な支援の内容とはいえません。

7. 相談に応じたり助言したり…

●適切な相談や助言に必要なこと

子ども本人や保護者をはじめとする家族に対して相談に応じることや、必要があれば助言するなどの援助を行うことが求められています。相談や助言などを適切に行うためには、子どもの心身の状況や本人が置かれている環境のことを的確に把握しておかなければなりません。

子どもがどのような状態にあるのか（心と体と）、本人を取り巻くさまざまな環境はどうなっているのか（家庭、学校、ともだち、など）、についてきちんと把握できていないと、いい相談相手にはなれません。

積極的に子どもの生活の質の向上を図りましょう。

